

# 議員全員協議会会議録

平成26年 3 月 3 日

宮 古 市 議 会

平成26年3月宮古市議会議員全員協議会会議録目次

(3月3日)

議事日程..... 1

出席議員..... 2

欠席議員..... 2

説明のための出席者..... 2

議会事務局出席者..... 2

開 会..... 3

説明事項（1）..... 3

協議事項（1）..... 8

協議事項（2）..... 11

閉 会..... 11

# 宮古市議会議員全員協議会会議録

日 時 平成26年3月3日（月曜日） 午後 1時00分  
場 所 議事堂 市役所 6階大ホール

○

## 事 件

### 〔説明事項〕

- （1）前期高齢者交付金の過大交付に係る返還額及び返還方法について

### 〔協議事項〕

- （1）J R山田線（宮古～釜石間）について
- （2）その他

出席議員（24名）

2番 加藤俊郎君  
 4番 佐々木勝君  
 6番 落合久三君  
 8番 須賀原千エ子君  
 11番 田中尚君  
 13番 松本尚美君  
 15番 坂下正明君  
 17番 伊藤清君  
 20番 工藤小百合君  
 23番 崎尾誠君  
 25番 内館勝則君  
 27番 佐々木重勝君

3番 竹花邦彦君  
 5番 長門孝則君  
 7番 茂市敏之君  
 10番 坂本悦夫君  
 12番 橋本久夫君  
 14番 中里榮輝君  
 16番 中嶋榮君  
 18番 横田有平君  
 21番 高橋秀正君  
 24番 古舘章秀君  
 26番 北村進君  
 28番 前川昌登君

欠席議員（3名）

1番 高屋敷吉蔵君  
 19番 藤原光昭君

9番 近江勝定君

説明のための出席者

説明事項（1）

副市長 山口公正君  
 総合窓口課長 箱石憲市君

市民生活部長 熊谷立行君  
 総合窓口課副主幹 伊藤貢君

議会事務局出席者

事務局長 中村俊政  
 主任 菊地政幸

次 長 佐々木純子

## 開 会

午後 1時00分 開会

○議長（前川昌登君） ただいまから議員全員協議会を開会します。

ただいままでの出席は24名でございます。会議は成立しております。

それでは、次第に従いまして会議を進めてまいります。

○

### 説明事項（１） 前期高齢者交付金の過大交付に係る返還額及び返還方法について

○議長（前川昌登君） 説明事項の１、前期高齢者交付金の過大交付に係る返還額及び返還方法についてを説明願います。

山口副市長。

○副市長（山口公正君） 午前中の本会議から引き続き、またあしたから新年度予算の審議という前日、本当に議員の皆様方、それぞれ調査等お忙しい中を議員全員協議会を開催いただきまして大変ありがとうございます。

それでは、私からまずもって国民健康保険前期高齢者交付金の過大請求についての報告とおわびを申し上げます。

この件につきましては、２月25日、教育民生常任委員会でも説明しておりますが、改めてきょう議員全員協議会の場でご説明を申し上げたいというものでございます。

まずもって今回、国民健康保険前期高齢者交付金の過大請求になった経緯につきましては、後ほど担当課長より説明を申し上げますが、給付費額報告書において、制度発足の平成20年度分からの交付を誤っていたものでございます。これは、市が医療機関に支払う高額療養費の一部を二重計上して報告していたことが原因でございます。これにより、本来受け取る額より4億9,061万5,000円の過大交付をしていたものでございます。

この件による宮古市の実質的な損失額は、国庫支出金、県支出金のうち追加交付を受けることができない4,821万5,000円となります。つきましては、平成26年３月宮古市市議会定例会最終日で提案予定の補正予算に計上して、一般会計からの繰入金で手当を行う予定でございます。

数値報告誤りの原因となった報告書作成用資料につきましては、突合と点検が容易な様式へ変更し、全ての担当職員が確認できるようチェック体制を強化するとともに、数値確認の徹底を図ってまいりたいと思っております。

国保加入者を初め、市民の皆様にも多大なご迷惑をおかけしたことを心より深くおわび申し上げますとともに、健全な事業運営が行われるよう職員に徹底をしてまいります。

以上、報告といたします。まことに申しわけございませんでした。

なお、このたびの一連の公金の過大請求に係る市長、そして担当である私の責任の取り方につきましては、議会定例会最終日に給料の減額措置ということで追加提案をさせていただきたいと考えております。

以上でございますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（前川昌登君） 箱石総合窓口課長。

○総合窓口課長（箱石憲市君） それでは、私のほうから前期高齢者交付金の過大交付に係る返還額及び返還方法についてご説明させていただきます。

資料の１ページをお願いいたします。

説明に当たりましては、要点のみ説明をさせていただきます。

前期高齢者交付金でございますが、前期高齢者の財政調整制度における交付金でございます。この財政調整

を行っている社会保険診療報酬支払基金から交付されるものでございます。

今回の過大交付に係る経緯をご説明いたします。

今回の誤りは、先ほど副市長から説明がございましたように、制度発足当初の平成20年度から支払基金への報告数値が誤っていたものでございます。

平成25年7月上旬に、国保担当職員が前期高齢者給付費額報告書に高額療養費の現物給付分を二重に計上していたことを発見しております。直ちに県及び支払基金に連絡を入れてございます。8月中旬には、平成20年度から22年度の数値の訂正を行い、それぞれ報告をしているところでございます。9月13日に教育民生常任委員会へ本件についての説明、報告を行ってございます。11月11日付で支払基金から正式に返還命令通知がございました。平成20年度の医療費、これは平成22年度に交付金が確定している分でございます、から平成22年度分についての返還を求められているところでございます。

平成23年度分につきましては、今年度、25年度の交付金で、それから24年度分につきましては来年度の交付金でそれぞれ相殺されていることとなっております。11月26日に、教育民生常任委員会へ本件についての説明、報告を行ってございます。12月25日付で支払基金から、平成20年度分から平成22年度分についての分割返還を求める返還命令の通知がございました。

支払基金への報告数値につきましては、記載のとおりでございます。

今回、誤って数値を報告してございますのが、平成20年度から23年度分でございます。それに伴う返還額が右の返還額欄でございます。24年度は正當額となっております。

次に、返還額と返還方法でございます。

平成20年度分、22年度に確定した交付金につきましては、7,670万1,367円でございます。これにつきましては平成25年度に返還を求められてございますので、3月補正予算に計上させていただいて、返還をさせていただきたいと思っております。21年度分、22年度分につきましては、平成26年度での返還を求められておりますので、26年度当初予算に計上させていただきたいと思っております。これらの合計が2億9,928万5,776円でございます。

2ページ目をお願いいたします。

支払基金が定める納付期限でございます。

20年度分につきましては、返還期限が平成26年3月31日が期限となっております。平成21年度分につきましては5月31日、平成22年度分につきましては6月30日が返還期限となっております。これらの合計の返還額が先ほどの金額でございます。

次に、平成23年度及び平成25年度の減額調整額について説明させていただきます。

平成25年度の概算金額が、差額で1億30万2,785円でございます。それから、下のほうになりますけれども、23年度分の確定の交付金の差額が9,102万5,769円でございます。合計で1億9,132万8,554円ございまして、これが歳入の分から、前期高齢者交付金の歳入から減になる分で、これにつきましても3月の補正予算で歳入の補正をさせていただきたいと思っております。

なお、24年度分につきましては、確定額が今年度報告されるということでございます。

次に、3ページをお願いいたします。

訂正前のところでございます。真ん中のところに過大交付分とございます。合計で4億9,061万5,000円が過大交付を受けていた分でございます。この内訳につきましては、本来、国保税で50%、国、県が50%となるも

のでございます。国、県からの追加交付の予定額でございますが、25年度についてはまだ確定しておりませんが、追加交付の予定が2億1,960万5,000円の予定となっております。

次に、4ページをお願いいたします。

今回の件に関する影響額でございます。国、県からの追加の交付予定額が、1億2,460万5,000円を交付予定としてございます。今回の通知の中で追加交付を受けることができなかった額が、国に係る分が3,244万2,000円、県に係る分が1,577万3,000円、計で4,821万5,000円が追加交付を受けることができない額となっております。

この内訳についてご説明をさせていただきます。5ページ、6ページをお願いいたします。

国、県の分を記載してございます。この中で一番右の欄の差額のところにバツの印がついているところが再申請不可ということで、交付金が追加交付していただけないという額でございます。このトータルが先ほどの金額でございます。

なお、交付金につきましては、単年度の予算内で交付をするということがございまして、国については24は間に合いましたので、22、23が申請不可、県につきましては24まで申請不可というふうになっているところでございます。

次に、7ページをお願いいたします。

一般会計繰入金の3月補正計上予定の額の内訳でございます。一般会計の繰入金でございますが、法定内の繰入額が2,368万9,000円の減額となっております。法定外が計で6,120万9,000円となっております。このうち4,821万5,000円につきましては、今回の前期高齢者交付金過大交付に係る請求不可能な損失額となっております。

次に、8ページをお願いいたします。

国保会計の決算見込みでございますが、基金のところでご説明をさせていただきます。平成25年度末の基金残高でございますが、決算見込みで6億3,200万円ほどとなっております。

米印の4番目になりますけれども、平成25年度から3年間、震災に伴う医療費の増大により、国から、これは特別に出るものでございますけれども、特別調整交付金として、毎年度、25、26、27年度になりますけれども、約2億2,000万円ほど交付される見込みでございます。

これらを勘案しまして、2月1日現在で試算したところでは、平成26年度末の基金残高、推定でございますが、2億3,700万円程度と予想してございます。この額につきましては、医療費の動向、それから国の交付金等の額によって変わってくるものと思っております。

次に、医療費の動向でございます。現在、前年度比マイナスとなっております、今年度の見込みとして、前年度比でマイナス2.78%を見込んでいるものでございます。

次に、9ページをお願いいたします。ここのところで大きなところは、平成27年度に制度改正がございまして。保険財政共同化事業、これの医療費の拡大ということで、拠出金と交付金の額が国保財政のほうに大きく影響があるというふうに考えてございます。

それから、平成29年度に保険者の都道府県移行、岩手県への移行が想定されているところでございます。

次に、最後になりますが、参考資料の1－8ページをごらんいただきたいと思います。

再発防止対策についてご説明をさせていただきます。

上のほうのところに従来とございますが、報告書の作成の計算書の様式に誤りがございました。これが今回

の数値誤りの原因でございました。これに対しまして、昨年7月報告分から変更をしております。計算書を突合、点検が容易な様式資料への変更を行ってございます。それから、チェック体制の強化、根拠資料と補助様式への転記誤りの確認、毎月、報告数値との乖離がないか等、確認作業を徹底して報告しているところでございます。

以上、簡単ですが説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（前川昌登君） 説明が終わりました。

この件については、教育民生常任委員会に説明済みでありますので、委員会での経過について委員長より報告願います。

長門教育民生常任委員会委員長。

○5番（長門孝則君） それでは、委員会での経過について報告申し上げます。

ただいま当局から説明がありました前期高齢者交付金の過大交付に係る返還額及び返還方法につきまして、2月25日、教育民生常任委員会のほうにも説明がございました。委員会のほうで意見が分かれた点がございましたので、その主な議論の経過について、若干ご報告申し上げます。

委員会では返還方法に関しまして、資料の4ページですが、この影響額、損失額ですが、4,821万5,000円、これを一般会計からの繰り入れで補填すべきか、それとも国保会計内で処理すべきか、そういう点で議論が分かれたところでございます。本来、国保会計内で生じた損失であれば、同一会計内で処理すべき、そういう認識につきましては、当局も委員会も共通しております。

国保会計内で処理すべきとの意見につきましては、これまで宮古市では法定内の繰り入れは別といたしまして、一般会計からの繰り入れを容認してきたわけではございませんので、今回は動機が違うということではありますが、安易に今までのスタンスを変えるのはいかがなものかというものでございました。

また、一方、一般会計からの繰り入れで処理すべきとの意見につきましては、国保会計で補填すると、そういうことになれば、その財源は当然、財政調整基金となると、そういうふうに思うわけですが、この基金は予想以上の医療費の伸びとか、あるいは国保税の軽減などの目的がある場合に取り崩すと、そういうもので、今回の損失の原因は事務処理場のミスにより発生したものであると、そういうことで国保の運営上で生じたものではないので、一般会計からの繰り入れはやむを得ないのではないかと、そういう意見でございました。

委員会といたしましては、この件は非常に重要な問題でもあり、なおかつ委員会の中でも意見が分かれたということもございまして、議長のほうに議員全員協議会の開催を要請したところでございましたので、よろしく願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（前川昌登君） 教育民生常任委員会からの報告が終わりました。

この件について、委員会での議論も踏まえて、ご質問あれば挙手願います。

田中議員。

○11番（田中 尚君） 参考資料の1－8ページ、冒頭に山口副市長さんからもお話あった部分であります、従来と現在ということでフローシートが示されております。これによりますと、様式に誤りと、こう書いておるわけなんです、ちょっと私はこれ納得がいけないんです。つまりこれは宮古市独自の様式であれば、そういうことも考えられますけれども、これ標準的な形で示されているものだというふうに私は理解をしているん



です。それなのに、なぜに様式に誤りがあるということになったのか。そうであれば、前から同様の誤りが生じてもおかしくない、その辺がちょっとにわかに、今の説明では私は得心がいかないの、もう一度この様式は宮古市独自のものに、平成20年度から変わっておって、非常に過ちをおかしやすかったというんならわかりますよ、ちょっとそこがわからないのでもう一度お願いします。

○議長（前川昌登君） 箱石総合窓口課長。

○総合窓口課長（箱石憲市君） ただいまの様式の誤りの件でございます。議員ご指摘のとおり、支払基金に報告する報告書は、これは全国共通のものでございます。その報告書を作成するための、この基礎資料としての計算書でございます。これにつきましては、平成20年当時に統一した様式が、国、あるいは支払基金から示されておりました。したがって、各市町村が独自にこの計算書を、様式を作成していたものでございます。今回の場合、宮古市の作成した資料、計算書の様式に誤りがあったということでございます。

○議長（前川昌登君） 田中議員。

○11番（田中 尚君） ただいまの答え、ある程度、理解できたわけではありますが、実はそういう様式、いわば統一した様式が示される前は、この報告書作成を計算書でやる場合の下資料の計算書というお答えだったわけではありますが、これはそれぞれ全国の自治体もばらばらにそういう計算式みたいな資料をつくってやっておったとすれば、同様の過ちが起きてもおかしくないのかな、私はそう思うんですが、今回のような原因というか、結果として発生したのは、この事件に限っていいと、宮古市だけだ、そういう理解でよろしいんでしょうか。

○議長（前川昌登君） 箱石課長。

○総合窓口課長（箱石憲市君） 今回と同様の前期高齢者交付金の高額療養費の二重給付の計上といたしますか、に関しましては、宮古市と同じような誤りを犯しているところは、私どもの調べている範囲では全国で2つの自治体を確認してございます。

○議長（前川昌登君） 田中議員。

○11番（田中 尚君） 大体、私が理解するには国の官僚という、言葉大変悪いんですが、優秀な方々が多いもんですので、シンプルな仕事をやたらと複雑にする傾向があると、私はそう思っているんです。ですから、ずっとこれは言われていることなんですが、シンプル・イズ・ベストと、誰が見てもわかりやすい形で、大体、国保の医療給付の仕組みなんて説明受けたって市民わからないです。私もわかったふりしている部分ありますけれども、本当に理解しているかといったら、専門の皆さんですらこういう過ちを犯すわけですから、そこはぜひもうちょっとシンプルな形に、国のほうも、特に厚生労働省というのは私はもう悪口いつもしているんですけれども、あそこが決めた計画でものになったものは一つもない。これは言い過ぎかもしれませんが、腹いせにそのことを一言指摘させていただきたいと思います。

それで、問題はきょうの協議の中身ではありますが、返還方法についての部分だろうと思って受けとめました。当局のほうからは、冒頭、返還方法並びにその財源についての説明が示されて、それに伴って、実は教育民生常任委員会で意見が分かれた、つまり教育民生所管の常任委員会とすれば、当局のそういう作業についていいのか悪いのか判断できなかったというふうに私は委員長の報告を理解したんですが、そういう理解でよろしいんでしょうか。

○議長（前川昌登君） 長門委員長。

○5番（長門孝則君） そういう理解でよろしいかと思います。

○議長（前川昌登君） ほかに質疑はございませんか。ご意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前川昌登君） それでは、この件については一般会計からの繰り入れということでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（前川昌登君） それでは、これで協議を終わります。説明員退席願います。

○

## 協議事項（１） JR山田線（宮古～釜石間）について

○議長（前川昌登君） 次に、協議事項の１ですけれども、JR山田線についてを議題とします。

この件につきましては、２月14日の議員全員協議会で市長から説明を受けております。その後、市では２月21日に沿線自治体、岩手県三陸鉄道の連名でJRからの提案に対する回答をしております。

また、本定例会では、４名の方からこの件に対する一般質問も行われました。

本日はこれまでの経過を踏まえて、まだ判断する材料が整っているという状況ではございませんが、議員間討議という形で、現時点での皆様のご意見をお聞きしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

なお、本日は全協終了後、総務常任委員会、教育民生常任委員会がそれぞれ委員会を開催する運びとなっておりますので、討議の時間は余り長くなく、１時間程度で終わればよろしいのではないかなと思いますので、ご協力をよろしくお願いします。

本日の議員間討議の場につきましては、先日の市政調査会での田老高台団地の視察の終了後、田中議員、落合議員より申し入れがありましたので、まずどうでしょうか、田中議員さんからご発言をお願いしたいと思います。

田中議員。

○11番（田中 尚君） 議長から発言の機会を与您えいただきまして、ありがとうございます。

きょうの一般質問終わった時点で、資料の中にこの問題に触れたそれぞれの当局の答弁が出ておりますが、私ある意味、形として落ち着いた答弁だったのはきょうの竹花議員の質疑かなと思って資料を見ております。

大事な部分３つありまして、１つはやはりこの節目、節目で議会と協議をして、いわば理解を得ながら進めてまいります。これがどうなのかなということが、一番私が非常に議会に席を置いていて、市役所、市の市長の判断だけでどんどん作業が進んでいく、議会はいわば存在意義が問われるというふうに思いましたので、そういうことは以前にも指摘したわけではありますが、ある意味これは当然のことですけれども、宮古市の自治基本条例を考えるなら、これ当たり前のことなんです。

本来、議会がまともであれば、やはりこれだけのことを積み重ねる市長には問責決議をすべきなんです、議会の筋論とすれば。ごめんなさいね、今度から直します、ごめんなさいね、これは子どもの世界です。議会はそうあってはならないというのが私の考えでしたので、ただ本会議の議場という場で、会議記録が残る場でこう明言しましたから、あえてそこは私は評価をしたいなと思っております。本来であれば違うなというのが私の思いであります。

２つ目は、早期復旧に向けての、いわば今後の展望なんです、前のめりという表現、これは全協で私はそういう表現しなかったんですが、竹花議員、松本議員等の指摘に対して、若干、山本市長がトーンを変えたなというふうに思った部分があるんです。それは、実は交渉の経過、私も議長に確かめたんですが、鉄道はいらないんですかと全協で聞いたんです、山本市長が。あのときを顔色を変えて、誰もそんなこと言っていないで

しょう、我々は特別委員会もつくって、意見書の決議も上げて、あそこに鉄道の復旧についての必要な議会としての総意を盛り込んだ意見書上げていたというわけです。それなのに、市長がそれが理解できていない。理解できていないどころか、皆さんは鉄道がなくてもいいんですか、こういうことを全協で本人が話をします。

私あとで考えました。これは多分、ＪＲが、今回の被災した鉄路は復旧しますけれども、かかり増しは皆さんで直してくださいね。だけれども、経営を三鉄さんが受けるのが前提なんですよ、それがだめならやりませんよという強烈なメッセージが、やはり山本市長のほうにあったからああいう発言になったのかなというふうには私は受けとめたんです。

したがって、ここは建前論です。きょうの答弁踏まえて。その事実関係の確認をまず私はしたいなと思っています。そうでなければ、市長が前回の全協でああいう発言するはずがないんです。もしそうだとすれば、私は市長の見識を疑う。

以上です。お答えいただきます。

そうか誰も答えられない。

市長が議長にまず報告しますというわけです。それは議会のいわば代表ですから、当たり前のことなんです。それを受けて、議長がどう議会の、いわば総意なり、まとめ方をどうするか、討論をどうするか、これは議長の裁量権ですから。そういった意味できょうの全協にもまたいでいただいた、私はそう理解しておりますが、そのときに市長が議長に、実はあれこれあるけれども、やはり今、鉄道の復旧を急がせて、そこにはずみをつけるためには、次のＪＲが懸念をしている三鉄でやりますよ、そういうメッセージを言われないと、またこの状態が続きますよというふうに市長が議長に言ったのかな、言わないのかなと、それ言っているんです。

○議長（前川昌登君） 今、田中議員から質問ありましたけれども、長門議員さんの質問のときに市長から私が言われたことをお伝えしたわけですが、市長の議会軽視でないかという件については、私に話がありましたので、そのタイミングがちょっとずれてしまったということになります。新聞報道があつて、ＪＲが三鉄でということを出したということで、これは大変な事態だということで、私にこういうことに報道があったので、これに向かって議員と討議をするから結論を出さなければならないのでよろしくということだったんですが、その討議をいつやるかという段階で、今度は条件が出されてきましたので、またその条件については、14日ですか、説明を受けたというところですので、今回の質問というか答弁の中で市長が答えたのが真実だと思います。当然、ＪＲが復旧をして経営すべきものだというのは、そのとおり、間違いなく市長もそれに向かって進んできたということですので、突然、三鉄での運営ということが出てどうしたらいいかなというところだと思いますので、その辺はご了解いただきたいと思います。

田中議員。

○11番（田中 尚君） 先ほどの発言の中にもあったと思うんですが、私たちは特別委員会を設置して、そして意見書を可決しています。それは議長の名前で関係省庁に送付しておりますので、議長のところには三鉄の運営も選択肢の一つだ、それもあっていいのかなという前提で市長が報告にきたとすれば、議長はその決議の立場で、やはりそれは重大な変更を意味することになるから急いで議員の皆さんと協議の場を設けるとか、そういう判断をするべきだということを私は指摘をしたいわけであります。

同時に、1月31日に、ＪＲはなぜか首長入れたがらないとマスコミに書かれていますけれども、実務担当者だけで鉄道復興調整会議でいろいろやるわけです。しかし、それはそれで大事な私は協議の場だと思うんですが、それを受けて山本市長が三鉄の経営も非常にメリットがあるんだ、沿線の首長がみんなそうしてそうだと

いうことでどんどん情報が出ていったわけですね。きょうの山本市長の答弁は明らかな軌道修正なんです。

それから、県議会においても県の対応は明確であります。ＪＲでの復旧という形で県議会の本会議で知事が答弁しておりますので、三鉄の経営が入ってくる余地は私はないのかなと思っているんですが、したがって、前回の全協で私が聞いたのは、この資料は当局が手を加えていませんねと聞いたのはその意味だったんです。市長が是とするならば、事務方がそれを是とするようなメリット、デメリット整理して説明して当然だなという思いが私あったからああいう聞き方をしたんですけれども、その後の資料だったわけですね。であるならば、市長が責任を持って、やはり自分がなぜ比較した結果こうだという説明しなきゃないんです。自分の主観だけではだめなんです、私はそう思っていますので。

そこはいずれきょうの竹花議員の質疑である意味、形としてはめられたといったら変ですけども、整ったのかなと思っておりますので、今後も協議の場があると思いますので、その場で説明された資料、あるいは内容についてしっかりと議論していきたい、私はそういうふうに思います。

以上です。

○議長（前川昌登君） ほかにご意見ございませんか。

長門議員。

○５番（長門孝則君） 意見ではなくて、議長のほうに要望なんですけれども、ＪＲ山田線の調整会議、それから利用促進のための検討会議ですか、それを今までずっと検討した、その結果が間もなく出るという答弁をいただいておりますので、近々その結果が出ると思います。これはＪＲの運行を前提とした検討ではないかなと思いますので、今言ったように間もなくその結果が出ますんで、結果が出たら、ぜひこういった協議の場を設けていただきたいのと、その点を要望したいと。

以上です。

○議長（前川昌登君） この件につきましては、今後とも協議の場が何回か持たれるというふうに思いますので、もし皆さんから市長等に申し入れがあるというのであれば、今後、協議をしながら市長に申し入れをしたりして結論を出していけるようにしたいなというふうに思いますが、よろしいでしょうか。

加藤議員、どうぞ。

○２番（加藤俊郎君） 総務常任委員長の立場として一言申し上げたいと思うんですが、ＪＲ山田線の復興につきましては、そのとおり、皆さんご承知のとおり、特別委員会を設置してまでいろいろ復旧促進、あるいは利用促進策についても報告書として提案をまとめさせていただいたところであります。

それで、宮古市の重要課題であることはまず間違いないところではあるんですが、しかし、そうは言っても、やはり私ども総務常任委員会の交通、ＪＲについて、あるいは公共交通をいかにするかについては総務常任委員会の所管事務事項でございますので、できれば総務常任委員長の判断も仰ぎながら、きょうの全協というような場とかというふうな手順でもってやるのが、私とすれば筋かなというような感じがして聞いておりました。

総務常任委員会を何となく外されたというのかな、ないがしろにされたなというような感じもしますので、これは今回はこのＪＲの問題ですが、そのほかの多分、大きな問題、例えば総合運動公園をどうするのかとかという大きな問題が出たときにも、やはり所管の常任委員長、あるいは常任委員会の意見を尊重していただいた上で全協という形がいいのかなというように感じて、きょうの会議、出席させていただいておりますので、よろしくをお願いしたいと思います。

○議長（前川昌登君） 田中議員。

○11番（田中 尚君） 総務常任委員長の加藤委員長のほうからの今の要望といいますか、一つの議会の日程の組み方については、私は一理あるなというか、そのとおりだと思うんですが、ただそれ以前に、主に総務委員長が同時に鉄道対策委員長も兼ねたわけでありますから、我々が議決した方向と違った状況で市長が動いている、ここはやはりむしろ我々が、あるいは気がついた個々の議員がというよりは、やはり総務常任委員長が真っ先にそういうシグナルを受けとめて、今お話されたような日程を具体化する、こちらも筋ではないのかなと思いますので、議長フォローするつもりありませんが、一応指摘をいたします。

○議長（前川昌登君） 今後こういう事態がまた生じるかもしれませんが、皆さんで協議をしながら討議の場をできるだけ多く持って方向性を決めていくことができればなというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

---

協議事項（２） その他

○議長（前川昌登君） ほかに皆さんから。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

---

閉 会

○議長（前川昌登君） なければ、これで議員全員協議会を終わります。

ご苦労さまでした。

午後 1時42分 閉会

---

宮古市議会議長 前 川 昌 登